

日本資本主義の構造と海外直接投資〔Ⅱ〕

藤原貞雄

【目次】

はじめに

第1節 日本型高蓄積の展開と海外直接投資の未成熟（1951～1971年）

1 日本型強蓄積の諸影響

豊富な国内投資機会

脆弱な蓄積水準

市場開発と資源開発（以上、第35巻5／6号）

二重構造

2 自由化政策と競争

保護政策と自由化政策の影響

海外直接投資政策の展開（以上、本号）

二重構造 二重構造は、一国内に近代的産業と前近代的産業が併存し、両者の間に大きな賃金格差または所得格差が成立している状態であり³¹⁾、それは、企業規模別の賃金格差や、就業者の小規模企業への集中、前近代的形態の就業（農業、自営業主と家族従業者）、潜在的失業者の大量の存在の恒常化として現れたにとどまらず、他方では、財政投融资や銀行の系列融資に

31) この定義は、篠原三代平『日本経済の成長と循環』創文社、1961年、96頁による。この時期に二重構造論を検討した優れた文献として川口弘他『日本経済の基礎構造〈日本経済の現状と課題〉』春秋社、1962年、参照。

よって資本の大規模企業への集中、寡占強化となって現れた³²⁾。1960年当時、規模別賃金格差は、従業員1000人以上の工場の賃金を100とした場合、500～999人規模で78.7、200～499人規模で68.0、100～199人規模で58.2、30～99人規模で52.3であり、29人以下の規模では50をはるかに下回ったのである³³⁾。こうした国内における賃金格差の存在は、他に特別の事情がないかぎり、安い賃金を国外に求める意欲を削いだであろうし、他方では賃金格差の享受に慣れてしまった企業が、それを捨て去って海外に生産拠点を設けることを躊躇したと推測したとしても不自然ではない。さらに二重構造が、前近代的要素の浸み込んだ下請け関係によって、大企業が中小零細企業を賃金格差問題を超えた広範囲の収奪を可能にする構造であったことを考えるなら、その存在が大企業の海外直接投資意欲を抑制し、これにたいしてかえって海外の低賃金を求める中小企業の衝動を強めたことは明らかであろう。

1963年には中小企業基本法および中小企業近代化促進法などの関連法令が制定され、中小企業の底上げと再編成が進んだ。高度経済成長政策が、労働力需給を逼迫させたために、大量の潜在的失業者の存在を前提した50年代末のような二重構造の様相は明らかに変化した——したがって二重構造という捉え方は60年代末にはされなくなった——が、賃金格差は依然として大きなままに残った³⁴⁾。問題は、製造業全体の賃金コストの上昇は、国際的には低いものであったが³⁵⁾、中小企業では賃金上昇率が企業より高かったうえに、

32) 川口弘，前掲書9-10頁。

33) 川口弘，前掲書14頁。

34) 1970年の規模別賃金格差は、従業員1000人以上の工場の賃金を100とすると、300～999人が82.3、100～299人が70.7、20～99人が64.3、10～19人が58.2、4～9人が43.6となっており、1960年の数値と対応させると、やや改善されている。しかし、中小企業（300人未満）全体の大企業（300人以上）との格差は60年代後半一貫して62～63を示しており、その格差は是正されなかった。中小企業庁『中小企業白書』各年版による。

35) 1964-72年の日本の年平均賃金上昇率は13.4%、同労働生産性上昇率は10.9%、同賃金コスト上昇率は2.3%であった。同様の米国の賃金コスト上昇率は1.8%、西ドイツは2.5%でイギリスの4.8%、イタリアの4.2%よりは低かった。日銀『日本経済を中心とする国際比較統計』各年版による。

労働生産性上昇率が低かったために、賃金コスト上昇率は大企業より高くあらわれたことである。これに加えて、1960年代の国際競争の激化のなかで大企業が中小下請け企業に課した単価きり下げをはじめとする合理化圧力が中小企業をして海外の低賃金労働に注目せざるを得なくした。60年代末になって中小企業が、韓国、台湾、東南アジアで繊維2次加工、機械・電気部品製造、その他消費財製造を中心に現地生産に乗りだした理由のかなりの部分は、上述の点から説明されるだろう³⁶⁾。

以上の点から、二重構造の存在は、大企業の海外直接投資にたいしては抑制的に作用したけれども、中小企業にたいしては、大企業の圧力が抗し切れぬ水準にまで上昇すると、その矛盾の捌け口を東・東南アジアでの現地生産化に求めようとさせたために、大企業とは逆に作用したといえよう。このことはまたアジアの投資環境が改善され、国内の二重構造に代替する国際的な格差構造を享受しうる条件が整えば、大企業の進出も促進されることを暗示している。こうして二重構造は、一方で中小企業の排出圧力として作用しながら、他方では、日本の対アジア製造業投資に過酷な労働収奪的性格を与える一因ともなったのである。

2 自由化政策と競争

本節では市場における競争条件や構造の変化が海外直接投資にどのような影響を及ぼしたかを考察する。1950年代には国内市場は外国との競争から実質的には遮断されていたが、1960年代前半には貿易・為替の自由化が進み、

36) 日本輸出入銀行の第3回調査(1970年3月末現在)によれば、製造業投資件数累計650件のうち、資本金5000万円以下の中小企業によるものは100件、全体の15%を占めた。1968年、69年に許可された306件のうち62件の投資(非製造業を含む)は、中小企業によるもので、67年以前と比べれば全体に占める比率はほぼ2倍にもなった。日本輸出入銀行『輸銀情報』VOL. XI, NO. 1 1971年4月発行、による。

後半には資本の自由化が加わり、日本企業の国内市場における競争の圧力は次第に強くなった。このような貿易・為替・資本の自由化は海外直接投資を促進する作用を及ぼしたが、その作用の中味を明らかにしなければならない。

他方、こうした変化だけでなく、すでに50年代からは、寡占体制の構築が進行しており、国内の企業・企業グループ間の競争は、しばしば過当競争と呼ばれたほどに強いものであった。こうした競争の激しさは、60年代の自由化の波の中で、衰えることがなかった。この競争は後には「集中豪雨型」と非難されるような輸出競争にすでに現れていたし、1社が海外に工場を建設すれば、競争会社も後を追って進出するという性格をもっていた。その現実がどうであったのか、この期の企業間競争の性格と海外直接投資行動の型との関連をも考察しなければならない。

保護政策と自由化政策の影響 1950年代の日本経済にとって、IMF・GATTの理念は迂遠な存在にしかすぎず、貿易と資本取引は厳格な規制下におかれた。貿易と海外投資については、外為法が主要な管轄法で、対内投資については、「外資に関する法律」（以下外資法）が管轄した。1960年の4月の日本の貿易自由化率は、OFCD諸国の86%に比べて、41%と報告されたように³⁷⁾、輸入に関しては数量規制、輸入割当を中心とする厳しい規制を課し、為替に関しては、為替取扱銀行、日銀を通じて外国為替特別会計へ為替集中を行い、貿易（輸入）管理を徹底したのである。その反面、輸出に関しては、1954年に総理大臣を議長とする最高輸出会議を設置し、半期ごとの輸出目標を設定するなど、輸出の拡大強化を図った。輸出所得控除制度などの輸出振興税制や長短期輸出金融制度を実施し、56年に機械工業、翌年には電子工業の各振興臨時措置法を施行するなど個別産業政策を強化した。50年代後半には一連の輸入抑制・輸出促進の保護貿易主義の政策体系が形成された。

37) 日本関税協会『ガットと日本』同会、1964年、27頁。

しかしこうした保護主義の体系は、60年代初頭には自由化政策によって風穴が明けられることになった。いうまでもなく、IMF・GATTの加盟国でありながら、保護主義政策が認められてきたのは過渡期条項（IMF 14条、GATT 12条）が適用されてきたからにはほかならないが、日本の経済力の充実とともに、ドル防衛を新たな課題とした諸外国の自由化の圧力は強まった。同時に国内においても、外からの自由化の要請に応じて、産業の強化、合理化の強化をすすめるべきという意見も強くなっていた³⁸⁾。

政府は、欧米の批判に応じて、自由化計画を練り上げた「貿易・為替自由化計画」を1961年9月に発表した。1963年2月にIMFは日本に対して8条国移行勧告を行い、政府はこれを直ちに受け入れ、GATT 11条適用国（国際収支上の理由による輸入数量の制限を行えない国）への移行をGATTに通告するとともに、翌年4月にはIMF 8条国（国際収支上の理由による為替取引制限を行えない国）に移行した。こうして60年代前半には貿易為替の自由化がすすみ、貿易の自由化率は64年4月には93%に達した³⁹⁾。

外国資本の対日投資については、外資法によって個別審査による認可制がとられた。政府は、国内資金の不足は貸付によって、技術の遅れは技術単独の輸入によってそれぞれ独立して行い、技術導入が単独で行えない場合には日本側の多数株式所有を原則とする内外合弁企業の新規設立を認めるという政策を採用した。資本・技術の一体化した外国企業の進出による国内産業の支配を極力避けるという基本方向は、とりわけ対内直接投資に対して、規制的に作用した⁴⁰⁾。1960年代後半に入って対内直接投資の緩和が進んだとはいえ、政府は一貫して警戒的な態度を捨てなかった。

日本は、1964年4月にOECDに加盟したが、「資本移動の自由化に関する規約」については18項目もの自由化義務の留保を行っていた⁴¹⁾。OECDにおいても、アメリカを中心に日本への批判が強まり、政府は外資審議会答申

38) 大蔵省関税局『税関百年史 下巻』日本関税協会、320-326頁。

39) 前出『ガットと日本』27頁。

に添って、国際競争力の強い産業部門から順に自動認可制を導入するという段階的自由化策を採ることにした。政府は1968年1月に第1次資本の自由化に踏切り、1969年3月に第2次資本の自由化、70年9月に第3次資本の自由化を行い、71年8月の第4次自由化をもって、ほぼ完全に対内直接投資の自由化を完了したのである。こうして、後述する対外直接投資の自由化とともに、60年代後半には資本の自由化もすすみ、1960年代の自由化政策は70年代の初頭には、実質的な不徹底性を多く残しながらも完成の域に達した。

問題は、こうした保護政策と自由化政策が海外直接投資にどのような影響を及ぼしたかである。国内市場の保護政策が、海外直接投資意欲を抑制したことは明らかである。なぜなら、保護政策はそれがなかった場合に比べて、国内の利潤率を高め、限界企業を延命させることによって、国内の事業活動を相対的に容易にしたからである。個々の企業の資本蓄積水準が低いもとで、こうした保護政策がとられれば、企業が安全かつ利潤率の高い国内投資を海外投資より選好したのは当然であろう。1950年代の保護政策の影響がまさにこうしたものである。

しかし、60年代の自由化政策が、保護政策とは対照的に海外直接投資を促進したとは言い切れない面をもつことに注意が必要である。それは自由化対策の名のもとに、輸出至上主義的な貿易政策が60年代に入ってむしろ強化されたためである。事実を列挙すれば、輸出所得控除制度は1964年4月に廃止されたが、それに代って、種々の割増償却制度や準備金制度が新たに設けら

40) 1950～60年度までの外資導入認可実績は10億7600万ドルに達したが、そのうち経営参加的株式取得は9300万ドルで全投資に占める直接投資の比率は8.7%にすぎなかった。宮崎義一編『現代日本の独占資本 7 資金調達 (下) 外資』至誠堂、1965年、102-103頁。バーノン、Rはこうした政策を「要素別導入政策」とよんで発展途上国にとって「挑戦に値する模範となった」と評価した。レイモンド・バーノン著、古川公成訳『多国籍企業を襲う嵐—政治・経済的緊張の真因はなにか』ダイヤモンド社、1978年、237-239頁。Vernon, Raymond, Storm over the Multinationals, Harvard Univ., Press, 1977, Mass., U. S. A..

41) 奥原時蔵『資本の自由化』日本国際問題研究所、1967年、109-111頁。

れるなど、輸出振興税制は拡大されたし、長短期の輸出金融は整備された。輸出保険制度も拡充された。輸出入取引によるアウトサイダー規制の強化や輸出入調整のための協定の承認は、輸出入秩序維持を名目とした貿易稼得の安定を図るものだった。また港湾および港湾労働の改善など貿易のインフラストラクチャー整備も進んだ⁴²⁾。全体として国内消費向けとは差別的な輸出促進政策が、輸出向け国内投資を刺激したことは当然であろう。それ以上に重要なことは、これら一連の輸出至上主義的政策が60年代のアメリカが主導した自由貿易運動への確信を強めさせたことである。企業は、あげて良い品を安く生産し、欧米に売り込むことを至上の目標とするようになった。自由貿易の哲学を日本の企業の哲学とした点に諸政策の基本的意義が認められよう。主導的な企業はそろって輸出生産に企業の成長戦略を求めることになったのである。

こうした事態は、前述した海外市場開発投資を促進させたが、基本的には国内における輸出向け設備投資を選好させた主要な条件であった。いいかえれば、保護主義政策が自由化政策に転換しても、基調としての輸出第一主義に変化がないかぎり、海外直接投資を促進する機能は、転換からは生まれなかったのである。しかし、政府が他面では国内産業の資本蓄積の脆弱性を補充するために自由化政策の一環として財政、金融的支援を行っただけでなく、自由化をテコに企業自らに計画的な合理化や企業の合併などを推進させたことによって、60年代後半にもなると、企業の資本蓄積水準が急速に上昇し、国際競争力も強化されたことを看過することはできない⁴³⁾。つまり、自由化

42) 白石孝『戦後日本通商政策史』税務経理協会、1938年、232—238頁。

43) この点について『通商白書』は「経済成長が旺盛な設備投資により供給力を増大させるとともに相対的生産性を高め、単位コストの引き下げによる輸出物価の相対的低下を可能にした」ことを国際競争力強化の要因にあげた。1970年版、総論、123頁。1961—65年の年平均労働生産性上昇率（製造業）は7.8%、同賃金上昇率は9.7%であったが、1965—69年平均をとると前者は14.7%、後者は14.0%とわずかだが前者が後者を上回っており（同117頁）、世界市場を前提とした大規模設備投資が賃金コスト上昇を吸収したことが示されている。

政策は、国内資本蓄積水準上昇の産婆役となることによって、海外直接投資の物的基礎を固めさせる役割は十分に果たしたのである。

海外直接投資政策の展開 では、海外直接投資に直接関わる政策はどのような影響を及ぼしたのであろうか。

海外直接投資政策は、政府が所期の政策目標の実現のために自らあるいは関係機関、団体を通じて、海外直接投資を促進あるいは抑制しようとする公式・非公式の行為のことである。政策手段の中軸は、海外直接投資に直接関わる認可承認制度、税制、金融の対内的政策であるが、いわゆる経済協力等による政治・経済・外交上の対外的政策も不可分的に重要な役割を果たし、これら一連の政策が、海外直接投資の構造や特徴に大きな影響を与えるのである。したがって、この政策に関する十分な分析が必要になることは言うまでもない。

この期の海外直接投資政策は、輸出至上主義的に完備した政策体系を誇っていた貿易政策に比較すれば、貧弱な内容しか持ち合わせていなかった。最大の理由は、1969年10月の第1次対外直接投資自由化措置に至るまでの約20年間、海外直接投資政策の基調が抑制に置かれたからにはほかならない。海外直接投資⁴⁴⁾には為替取引が当然伴うために、外為法の貿易以外の全ての対

44) 海外直接投資にかんする法令上明文化された定義は第1次自由化措置以前にはなかった。全ての対外資本取引が個別審査をうける建前からしてその必要がなかったからである。しかし実際には日本銀行へ許可事務を委任する必要もあれば、IMFへの統計報告の必要もあったから事務上必要な定義はあった。この点について「居住者が実質的に支配している（当該投融資により支配することとなる場合を含む。以下同じ）かどうかは、投融資先に対する本邦側出資比率が50%以上であるかどうか（ただし後進国向け投資にあっては25%以上であって、かつ、常勤役員を本邦側より派遣している外国法人であるかどうか）により判定している。実質的に支配している外国法人に対する海外投融資は、おおむねOECDのいう対外直接投資の概念に近いものと考えられる」という見解がある。下條新一郎編『資本自由化の現状と展望』金融財政事情研究会、1967年、254頁。明らかに第1次自由化時の定義より厳しいものであった。

外取引の禁止という原則から許可申請が必要となる。この申請を自動承認化することが、海外直接投資の自由化に他ならない。自由化が1969年の第1次自由化から第4次自由化まで段階的に自動承認の範囲を拡張する形をとったのは対内直接投資と同様である。それ以前および自動承認の範囲外の海外直接投資の申請が抑制的な取扱いを受けたかどうかを厳密に断定することは困難である⁴⁵⁾。しかし、許可申請に対する判断が完全に行政側に属していたことを考慮すれば、それが完全に管理され、当初の抑制色が漸次的に緩和される、つまり自由化される傾向をたどったことは確かであろう。

許可の判断の基準は、外国為替管理令第22条であるが、それは許可しない場合が規定されているにすぎないから⁴⁶⁾、いかなる場合に許可をするのかの判定は行政側の裁量次第である。許可は、「主として外貨資金の効率的使用の観点から、投資の緊要度と採算性、回収の確実性、国際収支その他国民経済全般に対する貢献度、相手国との関係等を総合的に勘案して判定」されたというのが公式的見解である⁴⁷⁾。

第一次自由化の直前の段階ではほぼ次のように申請は処理されていた。

- (1) 直接投資が証券あるいは債券取得形態で行われる場合には、大蔵省の最終判定前に事業主官庁の個別審査を行うが、5万ドル以下の案件は、日本銀行外国局が処理した。20万ドルを超える新規の生産事業投資については、「海外投資連絡会」⁴⁸⁾での審議を経て判定した。

45) 「……制限的な規制が、現実に生じた対外投資意欲をどの程度抑制したかは疑問である。いくつかの大企業による投資計画はおおむね許可されたといわれているので、この期間の投資実績が低くても、ただちに制限的な政策によるものと断定することはできない。」関口末夫、松葉光司『日本の直接投資』日本経済新聞社、1984年、88頁。この点では、後出の「海外投資連絡会」や「海外支店等設置運用連絡会」の活動を明らかにする必要がある。

46) 以下の4つ場合が規定されている。(1) 直接または間接に国際収支に悪影響を及ぼすと認められる場合、(2) 国民経済の発展に悪影響を及ぼす恐れがあると認められる場合、(3) 資本の逃避その他法令の制限を免れる目的で行われるものと認められる場合、(4) その他外貨資金の状況に照らして不相当と認められる場合。

47) 下條前掲書、253頁。

(2) 海外支店駐在員事務所設置に関しては、設置それ自体の可否ではなく、それに関連して必要な資金または経費の送金を大蔵省が許可を判定する形式をとる。営業を目的としない駐在員事務所設置は大部分日本銀行内で処理されたが、支店創業費等の支払については、「海外支店等設置運用連絡会」⁴⁹⁾に付議の上、日本銀行で処理した。ただし、銀行の海外支店設立に関しては、銀行法上の認可および外為法の認可の申請にたいして、大蔵省が直接に支店設置の必要性、銀行の能力、進出先国の相互主義原則等について「特に慎重な考慮」⁵⁰⁾を払って判定した。

(3) 不動産の取得に関しては、個別に判定した⁵¹⁾。

1969年10月に最初の対外直接投資の自由化を導いた直接の理由は、副題に「豊かさへの挑戦」を掲げた1969年の『経済白書』が述べた「国際収支の天井」の高まりである（同白書112頁—132頁）。すなわち1968年度の対前年度GNP成長率は14.4%と66年秋以後連続して10%以上の成長を続けたにもかかわらず、同年度の国際収支は16億2700万ドルの黒字、外貨準備も32億ドルと史上最大となり、経済の拡大と国際収支の黒字の両立が可能となったことである。このことが、自由化に踏み出す契機となった。しかし第3表に示さ

48) 「海外投資連絡会は、昭和27年、次官会議決定に基づいて設置され、大蔵省を中心として、通産・農林・運輸・外務の各省および経済企画庁、その他関係各省、関係機関により構成されており、各機関の連絡方針の統一および対策の樹立等を行うこととなっているが、現在では主として前記のような案件（20万ドル超の新規生産事業投資案件—引用者）の個別審議を行っている。」下條前掲書、254頁。

49) 「昭和26年、外国為替管理委員会の付属機関として、大蔵・通産・運輸・外務・安本・日銀を構成員として設置されたが、現在では、大蔵大臣の事実上の諮問機関となっている。」下條前掲書、255頁。

50) 下條前掲書、256頁。

51) 不動産取得の可否にも直接投資一般の基準が運用された。もともと不動産投資は国際収支に寄与する余地が小さいから、それ自体が当時の状況下では許可される例は少なかったと思われる。1967年3月末の不動産取得の累計許可額2億6300万ドルのうち2億1800万ドルは、便宜上この項目に分類された海外直接事業である「アラビア石油」の外為法上の支払額である。同累積取得件数34件のうち半数は海外移住事業に関するブラジル等の不動産取得である。下條前掲書、291—292頁。

第3表 対外直接投資自由化措置の推移

規制の緩和	自由化措置前	第1次自由化措置 (44.10.1)	第2次自由化措置 (45.9.1)	第3次自由化措置 (46.7.1)
1. 自動許可限度額(投融資残高)の引上げ		20万米ドル相当額以下	100万米ドル相当額以下	金額制限なし
2. 自動許可対象外国法人の拡大	すべて個別審査のうえ許可	本邦資本の比率が25%以上であって、かつ、常勤役員を1名以上派遣する外国法人	1. 本邦資本の比率が50%以上の外国法人 2. 本邦資本の比率が25%以上50%未満であって、かつ、常勤役員を1名以上派遣する外国法人	1. 本邦資本の比率が25%以上の外国法人 2. 本邦資本の比率が10%以上25%未満であって、かつ、次の(1)から(6)までのいずれかを伴う外国法人 (1) 役員の派遣 (2) 製造技術の提供 (3) 原材料の供給 (4) 製品等の購入 (5) 資金の援助 (6) 総代理店契約の締結
3. 上記1.及び2.に該当しても、自由化対象外のもの(制限業種等)(注1)		1. 国際漁業条約の対象となる漁業 2. 漁業法により指定されている漁業または農林大臣の承認を受ける漁業 3. 真珠養殖業 4. 銀行業または証券業 5. 国際協力上または外交上の問題があると思われる場合 6. わが国経済に重大な悪影響を及ぼす恐れのある場合	1. 同左 2. 漁業法により指定されている漁業 3. 同左 4. 同左 5. 同左 6. 同左	1. 同左 2. 同左 3. 同左 4. 同左 5. 同左 6. 同左

(注1) 制限業種等

1 次の業種に対する直接投資

銀行業または証券業、漁業(国際漁業条約等の対象となるもの等)、皮革製造業、繊維製造加工業、真珠養殖業、武器製造業、麻薬等製造業

2 次の国または地域向け投資

南アフリカ共和国、ナミビア

3 銀行業または証券業が行う対外直接投資

表に揚げられていないもの

① 海外支店の設置及び運営に必要な資金の支払の自由化

イ. 昭和45年12月5日

次に掲げる場合を除き送金限度額を1店舗当り100万米ドル相当額までに限り自由化し日本銀行の自動許可とした。

(イ) 銀行または証券会社の海外支店の場合

(ロ) 海外支店が銀行業または証券業を営む場合

(ハ) 国際協力上または外交上の問題があると認められる場合

(ニ) わが国経済に重大な悪影響を及ぼす恐れがあると認められる場合

ロ. 昭和46年7月1日

送金限度額を撤廃した。(ただし、自由化対象外のものについては従来どおり)

② 居住者による海外不動産取得の自由化

イ. 昭和46年7月1日

居住者の実需に基づくものに限り、日本銀行による自動許可とした。

すなわち、個人、法人を問わず、本邦居住者が、事務所、福利厚生施設、住宅(別荘)、倉庫、ショールーム、研修所等として、自己の用に供するために取得する場合、ならびに不動産業者等が、造成、建築等を行うために取得する場合については、これを実需に基づくものとして自由化した。

したがって、本邦居住者による海外不動産の取得で、そのまま転売する目的のもの自由化の対象から除外された。

大蔵省『財政金融統計月報』356号、1981年12月、3～4頁

れるような第3次までの矢継ぎ早の自由化措置は、たんに国際収支の天井が高くなったことから説明できるものではなく、むしろ急激に高まった60年代末のドル危機と円の切り上げ圧力に対抗して、積極的な外貨減少策として対外直接投資を利用しようとする政策的意図が作用していたためである。

実際1年も経たないうち自動許可限度額が20万米ドル相当額から100万米ドル相当額に引き上げられ、さらに10ヵ月のうちに金額制限なしへと拡大したのは、当初の予想をはるかに超える円切り上げ圧力によるものだった⁵²⁾。その意味では、この時点でも対外直接投資の自由化は、輸出環境の維持をはかろうとする輸出至上主義的な貿易政策に従属する側面をもっていた。他面、対外直接投資の抑制から促進へという急激な転換は、固定相場制の終焉期とぶつかったために、それが生み出すであろう結果に対して十分な理論的政策的準備をもたないままに、雪崩のような日本企業の進出期を迎えることにも

なるのである。

もっとも、海外直接投資を促進する政策が採られなかったわけではない。むしろ、マクロ、ミクロ両面の資本蓄積水準が低かったために、これを補充する政策は、不十分なものであったにせよ重要な役割を担ったのである。

その第1は、海外直接投資資金の融資である。海外直接投資資金を直接に補給したのは日本輸出入銀行である。1953年、同行は輸銀法改正によってその業務に海外投資金融を加えた。しかしより重要な改正は、57年に経団連、日本貿易会などの強い要望を背景に行われた海外投資金融の制限緩和を目的とした同法18条の改正である。この改正によって、直接投資とそれへの金融は格段に拡充された。たとえば設備輸出を伴わない海外投資や合弁相手企業の出資金への融資が可能となっただけではなく、海外事業を目的とする日本の投資会社の出資企業が投資会社を通して出資する場合や生産事業以外への投資への融資までもが可能となった⁵³⁾。1960年代には、輸銀の借入限度額が、自己資本の3倍にまで引き上げられ(1962年)、融資能力が高められるとともに、リファイナンス業務や円借款による市中銀行の貸付債権の保証業務が追加される(1964年)など、業務の拡張がはかられた⁵⁴⁾。それは、間接的にであれ、直接投資金融を強化する役割を果たしたのである。

1953年～60年度の輸銀の海外投資金融承認額(直接投資以外に融資買鉦型の開発融資を一部含む)は274億円、同1961年～70年度のそれは1885億円余

52) 第1次自由化以後、ケネディ米国財務長官が日本の円切り上げの必要を示唆するなど円切り上げの圧力はたかまった(日本経済新聞1970年2月23日付)。大蔵省は日米繊維協定以後の日米関係強化の観点から対外直投資の積極的自由化を主張するが、通産省の一部には、日本企業の直接投資が現地の安い労働力に支えられた中小企業製品の逆輸入をもたらし、国内中小企業が圧迫をうけるという理由で消極論もあった(日本経済新聞1970年7月11日付)。しかし、翌年6月4日政府閣議において円切り上げ回避のために緊急対策8項目(第4項目に資本の自由化促進、対外直投資の金額制限廃止)を決めざるを得なくなった頃には通産省は大幅自由化の立場を明らかにしていた(日本経済新聞1971年6月3日付)。

53) 日本輸出入銀行『十年の歩み』同行、1963年、78—81頁。

54) 日本輸出入銀行『二十年の歩み』同行、1971年、107—109頁。

りにのぼった。総融資額2159億円のうち52.7%を鉱業が占め、次いで木材・パルプが15.5%、繊維が10.1%、鉄・非鉄が7.9%を占めた。広い意味で資源開発投資が、全体の8割近くを占め、普通の製造業投資たとえば一般機械や電機・輸送機への融資は合せても7.3%にすぎなかった⁵⁵⁾。1953年～60年度の総融資額は、同期間の総海外直接投資許可額の26%、1961年～70年度は16%にすぎないが、輸銀融資が他の民間金融機関の協調融資を可能としたことや、海外投資に関連した貿易金融を考慮すれば、投資資金供給上の役割はその数値以上に大きい。しかし、投融資金融承認額はこの間の同行の輸出金融承認総額2兆4300億円の10分の1以下であり、金利や融資条件は、貿易金融よりはるかに不利であったという事実は⁵⁶⁾、未だ海外投資が貿易の日陰にあったことを物語っている。

第2は税制による支援である。海外投資振興税制とよべるものは、租税特別措置法による海外支店用設備の特別償却制度（1953～58年度）および海外投資等損失準備金制度（1964年度より5年間の時限立法、その後適用期限が延長されている）、自由貿易地域投資等損失準備金制度、それに海外資源開発に関連した海外探鉱準備金制度および海外新鉱床探鉱費の特別控除制度、石油開発投資準備金制度（1970年度創設）もこれに含まれるであろう。特別償却制度による税控除額は総計3億円にとどまり⁵⁷⁾、さしたる利用価値はなかった。海外投資等損失準備金制度は、当初は開発途上国向け投資にかぎって投資額の2分の1に相当する金額を準備金に積立て、それを損金に算

55) 同上書、統計表-10による。その理由としては、融資が当初は設備輸出や重要物資の確保に役立つものに限定されたこと、その後も選別融資が行われたこと、一般製造業の一件当り投資額が小さく市中銀行の融資や自己資金で賄えるものが多かったことが挙げられる。同書273-274頁。

56) たとえば、1961年1月から融資割合5割、年利7%に改善され、1963年9月にはケースバイケースで融資割合7割まで、年利5.5-7%に緩和された。同上書、113頁。延べ払い輸出に対する融資条件はこれよりはるかに有利であった。

57) 例えば同期間の輸出所得の特別控除だけで367億円（税収減額試算）におよんだことと比較してみよ。税制調査会『税制調査会関係資料集-基礎問題小委員会関係-』第1分冊、同会、1965年、394-395頁。

入し5年経過後に毎年5分の1ずつ取りくずすことを認めた制度である。後には積立率は低下したが投資分野、投資対象地域は拡大され振興税制の中心となった。

第3は投資保険制度の創設である。同制度は1956年4月に輸出保険法の一部改正によって始まったが、当初は海外投資元本保険のみで、海外で取得した株式等の持分が戦争・革命・収用等の非常危険により奪われた場合と投資先企業の解散・事業休止等による持分が処分された場合に限って損失の65%（後に75%）を補填した。翌年には海外投資利益保険が加えられ、配当金の送金に伴う危険も対象とされた。輸出保険特別会計の財政上の理由から補填率も低く、魅力に欠けたこともあり、保険金額（引き受け額）は1950年代（1956～60年度）全体で36億円（利益保険はゼロ）と利用ははかばかしくなかった。だが1960年代になると利用企業も増え、1963年度以降保険金額も年間10億円台になり1961～71年度の保険金額は407億円にもなった⁵⁸⁾。

第4は海外投資環境情報の提供である。1958年4月に特殊法人となった日本貿易振興会が輸出振興のための情報サービス機関とすれば、60年4月に財団法人から特殊法人となったアジア経済研究所は、経済協力なканずく直接投資の推進のための情報収集機関と性格付けてよい。投資には現地の政治、経済、文化、社会の広範囲にわたる情報を必要としたが、それらの入手は当時困難かつ高い費用を必要としたため、政府の手によるサービス機関の設置が求められていた⁵⁹⁾。（この項未完）

58) 輸出保険協会『輸出保険制度の解説』第17版、同会、1984年、輸出保険運営実績による。

59) 「……現状では日本政府の在外公館、相手国政府の在日公館に照合しても満足な資料が得られず、……貴重な外貨を使ってわざわざ現地に渡航し、調査することを余儀なくされている実情である。また、進出後に運転資金の追加投資を余儀なくされたものの中には国内基礎資料の不備による面がすくなくない……」。経団連『経団連月報』第6巻4号、1958年4月、50頁。